

白鷗中学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめは、当該生徒が、一定の人的関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為であって、心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に生徒たちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会的な人権問題である。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものも多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われている。その背景には、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となる。

- いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こり得る。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の生徒にも注意を払う必要がある。

3 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むこと。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければならない。いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることが大切である。

(1) いじめの未然防止

①いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、生徒の発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶこころ”や“他者を思いやる気持ち”を育むことなど、人権意識の向上が重要である。

②生徒一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、よりよい集団づくり、コミュニケーション能力の育成等に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む。

③いじめの背景にある、生徒が抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点を持つ。

④転校等による環境の変化の大きな生徒に対しては、特に教育相談や「振り返りノート」などによって生徒の状況を把握するとともに、生徒が困った時に相談しやすい仕組

みや環境、雰囲気づくりに努める。

⑤生徒の自己有用感の向上のため、生徒自身が、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとのふれあう機会を充実させる。また、大人たちは、生徒の行動に関心を持つよう、啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

①いじめの早期発見に向け、生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように、教員自身が人権意識を磨き、日頃から“アンテナ”を高くするなど、教員自ら自身の資質や能力の向上を図る。

②学校は、基本的に毎日行う「振り返りノート」や定期的に行う「快適な学校生活を送るために（6月、11月）」、「ハートウィーク（長期休み明け：年3回）」等によって、常に生徒の状況を把握するとともに、生徒が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努める。

③いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、地域、家庭に対していじめに関する啓発を行い、地域の大人たち全員が生徒を見守り、育てる意識を持つように働きかける。

(3) いじめの早期対応・早期解決

①いじめには、迅速・的確な初期対応が行えるよう、事実を認識した教職員は、管理職・学年主任・生徒指導担当等へ第一報を厳に心がけ、チームで組織的に対応することが基本とする。管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等の教職員が連携して、特定の個人が情報を抱え込む等の状況を起こさないように、連携を密にとり、組織としてきめ細かい対応を行う。

②暴力を伴ういじめについては、いじめ等を受けている生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットやSNSを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があるため、特に、迅速な対応を行う。

③いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

④いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。

(4) 家庭との連携

①生徒一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識、人権意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも行う。

②いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決する。

③いじめを行った生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行う。

(5) 関係機関との連携

①いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあり、青少年育成団体等の地域の力の協力を得る

②犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する。

③「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を中心に、関係機関（県警少年保護・相談センター、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から関係機関

の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておく。

(6) 地域との連携

- ①いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくない。
- ②いじめを未然に防止していく上では、日頃から、生徒が様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められるようにする。
- ③学校関係者がPTAや地域の関係団体等と連携して、地域全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す体制を構築する。

II いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取り組み

1 組織の設置

白鷗中学校「いじめ防止対策委員会」

2 組織の構成員

- 定例会 校長 教頭 総括教諭 生徒指導担当 教育相談コーディネーター
養護教諭 スクールカウンセラー
- 臨時会 上記メンバーに当該生徒の学級担任
(必要に応じて関係職員、外部専門機関の参加を求める)

3 組織の役割

- 未然防止に向けた指導方針の検討と点検
- 「快適な学校生活を送るために（6月、11月）」の集計と対応の検討
- いじめ事案に関する情報の収集と記録、具体的な対応の検討と保護者対応、外部関係機関との連携

定例会 6月（計画） 11月（点検） 3月（評価）

※「快適な学校生活を送るために」の結果の共有も兼ねる

臨時会 学年を超えたいじめや、事案の重大性、緊急性から校長が判断し招集

III 年間を通した取り組み

- 学校全体での取り組み…生徒指導部（生徒指導）、道徳担当（道徳教育）
 - ・朝会や集会を通しての講話や体験活動、全校道徳、スマホ安全教室など
- 学年での取り組み…各学年
 - ・学年集会や学年行事としてできることを考え、実施する。
 - ・「振り返りノート」などの取り組み
- 学級での取り組み…生徒指導部、特別活動担当（学級活動）
 - ・学級活動年間計画の中に「いじめ防止」に向けた取り組みを位置づける
 - ・道徳の授業などで、人権感覚を磨く教材の設定と工夫をする。
- 生徒会活動としての取り組み…生徒指導部（生徒会）
 - ・挨拶運動、他中学校と連携してのいじめ防止啓発活動など、H S Lの一環として取り組む。
 - ・いじめ撲滅宣言の採択を全校で行う。
- 情報収集のためのアンケート活動…生徒指導部（生徒指導・支援）
「快適な学校生活を送るために」、「ハートウィーク」など
- その他
 - ・4校ふれあい活動（鷗友祭、部活動交流）

- ・生徒会活動の充実（他の中学校、高等学校との交流や行事の実施）
- ・白鷗中学校区青少年健全育成協議会、社会福祉協議会、各自治会等との連携（学区パトロール、生徒の地域施設訪問、地域イベントへの参加等）

IV 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態と見なして対応する。

①いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態と見なして対応する。）直ちに重大事態と見なして事実関係を明確にするための調査に着手する。

生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査に当たる。

2 重大事態発生時の調査・報告

- 「いじめ対策委員会」を招集し、事実の概略を確認するとともに市教育委員会教育指導課への第一報をいれ、指導、協力をあおぐ。

対応検討内容

- 調査・情報集の方法と分担
- 加害生徒、被害生徒への対応
- 家庭への連絡と対応
- 加害生徒への対応
- 外部機関との連携
- 記録・保存
- 事案によっては警察等へ連絡する。必要に応じて外部機関との連携を図る。
- 調査の実施主体がどこになるか（市教委か学校か）は市教委が判断する。

3 生徒及びその保護者への情報提供

- いじめ事案が発生した場合は、加害、被害にかかわらず「迅速・的確・親身」を心がけ適宜、事実を伝えるが、不適格な情報を思い込みで伝えないように注意する。
- 当該の生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。
- 調査のために実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

V その他

1 学校基本方針の点検と見直し

- (1) 年度ごとに点検、反省をし、内容及び計画の見直しを図る。

(2) 計画、点検、評価をP D C Aに則り取り組む。

- ※1 平成26年4月 1日 策定
- ※2 平成27年4月 1日 改訂
- ※3 平成29年5月24日 改訂
- ※4 令和 7年5月24日 改訂：「私の悩み」、「生活改善アンケート」の文言削除